

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 8 年 7 月 30 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部

中国まちづくり支援事務所長 布施 昌也

1 調達内容

(1) 調達件名

08-福岡伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 8 年 11 月 30 日 まで

(4) 履行又は納入場所

仕様書による。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式（様式 1）を使用すること。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構関西地区における令和 7・8 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有しているもので、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「(入札説明書等別紙) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→心得書等を参照）等を承諾していること。

(6) 次に掲げる要件を満たす技術者等を本件業務に配置できること。

イ 現場代理人

現場代理人については、下記の(イ)及び(ロ)に示す条件を満たす者であること。

(イ)仕様書 8 (1)①に記載の資格要件を満たす者であること。

(ロ)見積書の提出期限日時点において、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関

係があること。なお、当該関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取り扱う。

ロ 担当技術者

担当技術者については、仕様書 8 (1)②に記載の資格要件を満たす者であること。

(7) 仕様書 9 (2)①の分析機関が、同項に示す保有技術者を有していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒732-0053 広島県広島市東区若草町 12 番 1 号

アクティブインターシティ広島オフィス棟 9 階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部中国まちづくり支援事務所まちづくり支援課

電話 082-568-8951

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日 (水) 15 時 30 分

② 提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記 (1) と同じ

(3) 見積書と同時に提出する書類

① 掲示文 2 (6) について、配置予定技術者等の保有資格等 (様式 2、1 部)

② 掲示文 2 (6) について、配置予定技術者等の業務実施体制表 (様式 3、1 部)

③ 掲示文 2 (7) について、分析機関が保有する技術者の状況 (様式 4、1 部)

※分析を様式 3 に記載する第三者に委託する予定である場合は、当該第三者に保有する技術者の状況を確認すること。

(4) 見積合わせの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(別紙 1 の特約条項の締結及び別紙 2 の請書の提出が必要)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒732-0053 広島県広島市東区若草町 12 番 1 号

アクティブインターシティ広島オフィス棟 9 階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部中国まちづくり支援事務所まちづくり支援課

電話 082-568-8951

以 上

(様式1)

見 積 書

金

円也

ただし、「08-福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務」
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所長 布施 昌也 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1：

連絡先（電話番号） 2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所長 布施 昌也 殿
(件名: 〇八 福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務見積書)
(押印省略)

裏

封
住所・連絡先
氏名
※登録番号

- ※ HP又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

(様式2)

配置予定の技術者等の保有資格等

氏名 (提出者名) : _____

1 現場代理人

氏名 :				
所属・役職 :				
(入社年月日 : 年 月 日)				
保有資格等	資格 ※1	資格等名称・部門・分野等	登録等番号	取得年月
		仕様書 8 (1) ①イ		
		仕様書 8 (1) ①ロ		

※1 資格を証する書類の写しを添付すること。

注1 雇用関係を証明する資料として、次の①または②のいずれかの書類の写しを添付すること

① 健康保険資格確認書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
(本人以外の氏名等はマスキングしてください。)

② 在籍証明書

(任意様式で結構です。申請する技術者の雇用期間を明記し社印または代表印を押印してください。)

2 担当技術者

仕様書 8 (1) ②に記載の条件を満たす担当技術者の配置について該当する欄に○をつけること。

配置可

配置不可

(様式3)

業務実施体制

氏名(提出者名): _____

1 業務実施体制(1)

職階	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
現場代理人			
担当技術者	配置予定人数	人	
担当技術者(予定)			
氏名	所属・役職	資格・経験年数等	担当する分担業務の内容

注1 氏名にはふりがなをふること。

注2 仕様書8(1)②に示す者については、求める資格要件のいずれに該当するかを記すこと。

2 業務実施体制(2)

分担業務の内容	再委託先・技術協力先及びその理由(技術的特徴等)

注 他の建設コンサルタント等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ、記載する(これらを行わない場合は記載する必要はない。)

(様式4)

分析機関の保有する技術者の状況

氏名（分析機関名）： _____

仕様書 項目	技術者の技術内容	該当有無 (該当する場合○ を記載)	備考
9(2)①イ	厚生労働大臣が定める分析調査者講習（偏光顕微鏡による定性分析の実施方法）を受講し、修了審査に合格した者		
9(2)①ロ	公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（評価区分1）」における定性分析に係る合格者		
9(2)①ハ	一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業（定性分析法1、3、4）」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者		
9(2)①ニ	一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」、「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」、「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」		

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和8年 月 日付けで締結した「08－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 広島県広島市東区若草町12番1号
アクティブインターシティ広島オフィス棟9階
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所長 布施 昌也 印

受注者 住 所
氏 名 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

請 書

- 1 業 務 名 08－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務
- 2 履 行 場 所 仕様書による。
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記業務をお請けするについては、次の条項を承諾の上、確実に履行いたします。

令和8年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所長 布施 昌也 殿

受注者 住 所

氏 名 印

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の仕様書に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の履行期間内に頭書の業務を完了しなければならない（以下、契約名称、履行期間及び請負代金額については、「頭書の」を省略する。）。
- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に実施日程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括し、又は業務の主体的部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。
- 第5条 受注者は、業務の履行、履行場所の管理その他業務に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。

第6条 受注者は、業務の履行が仕様書等に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第7条 受注者は、業務に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく、履行期間の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。機構は、履行期間の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第8条 受注者は、前条以外の事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、遅延日数につき請負代金額の年（365日当たり）3パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき理由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第9条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

3 前項の場合において、検査に通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 機構は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

5 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第10条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しをした日から1年以内に発注者から受注者への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期

間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第11条 業務内容若しくは履行期間の変更又は業務の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第12条 受注者は第9条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

第13条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。

08－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務
仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という）が発注する、「08－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務」（以下、「本業務」という）について適用する。

2 目的

除却予定の建物の塗装等に使用されている仕上塗材（下地調整材を含む。）等について、アスベスト含有の有無を調査することを本業務の目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年11月30日まで

4 履行場所

広島県福山市伏見町4-38

5 業務の着手

受注者は、契約締結後15日以内に業務に着手しなければならない。

業務の着手とは、現場代理人が業務の実施のため監督員と打合せ、または現地踏査を開始することをいう。

6 業務内容

- (1) 現地踏査
- (2) 現地踏査結果を踏まえた、採取予定箇所一覧表の作成及び協議
- (3) 仕上塗材等の試料採取
- (4) 採取試料にかかる定性分析調査
- (5) 建築物除却における仕上塗材に係る石綿除去状況調査表（仕様書別紙1）の作成
- (6) 報告書作成

7 調査数量

仕様書別紙2による。

8 配置技術者

(1) 配置技術者の資格要件

次の配置技術者の資格要件は、それぞれの各段において示すいずれかを満たすものとする。

① 現場代理人

イ 「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」(厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号 H30.10.23)に基づく講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」もしくは「一般建築物石綿含有建材調査者」

ロ 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、試料採取時点においても引き続き同協会に登録されている者

② 担当技術者

①と同じとする。

(2) 配置技術者の役割

① 現場代理人

本業務における技術上の管理を総括し、担当技術者に対して指示を行う。

② 担当技術者

現場代理人の指示のもと、調査に係る業務を行う。

なお、現場代理人と担当技術者は兼任することができるものとする。

9 調査方法

(1) 試料採取

① 試料採取者

現場において試料採取を行う者(以下「試料採取者」という。)の資格要件は、以下のいずれかによる。

イ 「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」(厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号 H30.10.23)に基づく講習を修了した「特定建築物石綿含有建材調査者」もしくは「一般建築物石綿含有建材調査者」

ロ 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、試料採取時点においても引き続き同協会に登録されている者

② 試料採取の部位・大きさ

イ 仕上塗材及び下地調整材を調査対象とする。(なお、過去の改修等により仕上塗材と下地調整材とで構成される層が複数存在する場合は、躯体に付着した下地調整材と、それ以外の仕上塗材等を調査対象とする。)

ロ 仕様書別紙2に示す部位を基本とする。

なお、柱・梁・壁等で、同一塗材であれば同一部位とみなす。また、外壁等でも塗装色の異なる部位がある場合、別の部位とし試料を採取すること。

ハ 試料は同一塗材が施工された面の範囲毎に3箇所から採取するものとし、各試

料が同一層状であることを確認したうえで、1 試料を用いて分析を行うこと。

ニ 試料採取の方法は、準拠する J I S 規格で定められた方法とすること。また、採取した試料は、密閉式試料ホルダーに入れ保管すること。

ホ 採取試料の大きさは、準拠する J I S 規格によること。

ヘ 採取用具は他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに洗浄する等、必要な措置を講じること。

③ 安全対策

- ・ 作業に当たり、人的・物的災害を未然に防ぎ、作業を安全かつ正確に実施し完了させること。
- ・ 使用する工具等の使用前点検を確実に実施する。
- ・ 試料採取に当たっては、安全対策を考慮し、必要に応じて養生等を行うこと。また、試料や粉じんが飛散しないように万全を期すこと。
- ・ 試料採取によりアスベスト含有の可能性がある建材に損傷を与え、粉じんが飛散しやすい状態となることから、採取後はスプレー等で補修を行うこと。また、採取に当たり床等を汚した場合には掃除を行うなど適切に対処すること。
- ・ 作業終了後の後片付けを徹底すること。

(2) 分析

① 分析機関

以下のいずれかに該当する者が所属している分析機関において該当者が分析を行うこと。

《定性分析「JIS A 1481-1」》

イ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習（偏光顕微鏡による定性分析の実施方法）を受講し、修了審査に合格した者

ロ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（評価区分1）」における定性分析に係る合格者

ハ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業（定性分析法1、3、4）」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

ニ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」、「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」、「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

② 分析方法

イ アスベスト含有率測定方法は、「JIS A 1481-1」による定性分析を実施すること。

ロ 上記イにおいて、アスベストの含有率が 0.1%以上と認められた際には、質量分率を「0.1-5%」、「5-50%」、「50-100%」の3段階で推定すること。

ハ 塗装面の層毎（仕上塗材、下地調整材）にアスベストの含有を確認すること。

10 建築物除却における仕上塗材等に係る石綿除去状況調査表(仕様書別紙2)の作成

調査部位及び調査結果について、石綿除去状況調査表の作成を行い、監督員の指示する時点で提出すること。

11 報告書の作成

(1) 内容

報告書の書式については、「JIS A 1481-1」に記載のある判定結果の報告書の様式例とする。なお、これによりがたい場合は、別途監督員と協議を行うものとする。また、報告書は下記の内容とすること。

- ① 仕様書
- ② 業務計画書（後掲する 12（1）④実施工程と同じもの）
- ③ 採取予定箇所一覧表
- ④ 試料採取箇所図
 - ・ どの部分から試料を採取したか判別できる図（採取位置を示した写真を添付すること）
- ⑤ 試料採取状況写真
 - ・ 採取前・採取後・補修後
 - ・ 採取箇所・日時・採取者が判別できるもの
- ⑥ 採取試料写真
 - ・ 密閉式試料ホルダー入り
- ⑦ 分析結果写真
 - ・ 偏光顕微鏡による観察写真など
- ⑧ アスベスト含有箇所・位置図（平面図、立面図等）
- ⑨ 建築物除却における仕上塗材等に係る石綿除去状況調査シート(仕様書別紙1)

(2) 規格、部数

- ① A4 チューブファイル綴じ込み1部とする。なお、オリジナルデータ及びPDFデータを収録した電子媒体（CD-ROM等）を含む。
- ② 報告書等提出書類作成にあたっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

12 その他

(1) 調査準備

調査の実施に先立ち、次に掲げることを整理した「作業計画書」を、監督員に提出し確認を受けること。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 実施体制（緊急連絡体制を含む）
- ④ 実施工程（打合せ計画を含む）
- ⑤ 実施方法
- ⑥ その他（特記事項）

(2) 下請負等

- ① 本業務において、次に掲げる「主体的部分」については、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
 - イ 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - ロ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - ハ 業務の中核となる資料等の作成
 - ニ 打ち合わせ等
- ② 受注者は、業務の一部（主体的部分を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- ③ 本業務において、第三者に委託し、または請け負わせようとする場合に承諾を要しない「軽微な部分」は、次に掲げるものをいう。
 - ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約、写真撮影、などの簡易な業務

(3) 一般事項

- ① 調査の実施にあたっては、受注者はあらかじめ調査日時を発注者に通知し、了解を得たうえで実施すること。
- ② 受注者は、本業務の作業実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議すること。
- ③ 受注者は、本業務の作業の処理上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ④ 成果品は、発注者の承諾なく第三者に公表、貸与してはならない。
- ⑤ 受注者は、本業務の作業中に監督員の指示があるときには、その都度検討中の内容を示す図書、その他の資料を適宜提出するものとする。
- ⑥ 本業務完了後に、明らかに受注者の責による契約不適合が発見された場合には、直ちに本業務に係る事項の修正を行わなければならない。
- ⑦ 受注者は、本業務実施に際して、当該調査箇所の現地踏査及び現況写真撮影を行うこと。
- ⑧ 本業務において受注者は、関係法令を遵守し、必要な二次汚染防止対策を講ずること。
- ⑨ 本業務において貸与する資料については次のとおりとする。なお、契約書に規定す

る引渡場所は発注者の事務所とする。

- ・（貸与品等なし）

- ⑩ 調査の実施にあたっては、石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）を確認のうえ実施すること。
- ⑪ 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（仕様書別紙3）に基づき、発注者の担当者と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

建築物除却における仕上塗材等に係る石綿除去状況調査表

仕様書別紙 1

[illegible]

件名： 〇 8－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務【仕様書別紙 2】

階	番号	室名	調査数量				
			床	壁	天井	その他	備考
1F	1F-01	客溜りロビー	1	1	1	-	
	1F-02	風除室A	-	-	-	-	
	1F-03	風除室B	-	-	-	-	
	1F-04	CDコーナー	-	-	-	-	
	1F-05	客用便所	-	-	-	-	
	1F-06	受付	-	-	-	-	
	1F-07	監視員室	-	-	-	-	
	1F-08	受水槽、ポンプ室	-	-	-	-	
	1F-09	倉庫（NO.1）	1	-	-	-	
	1F-10	ND室	-	-	-	-	
	1F 小計		2	1	1	0	
2F	2F-01	営業室	1	-	1	-	
	2F-02	クーポンプース	-	-	-	-	
	2F-03	貸金庫室	-	1	-	-	
	2F-04	金庫室	1	1	1	-	
	2F-05	支店長室	-	-	-	-	
	2F-06	応接室	-	-	-	-	
	2F-07	①	-	-	-	-	
	2F-08	②	-	-	-	-	
	2F 小計		2	2	2	0	
3F	3F-01	会議室	1	1	1	-	
	3F-02	書庫	-	1	1	-	
	3F-03	空調機室	-	1	-	-	
	3F-04	ボイラー室	-	1	-	-	
	3F-05	用途品庫	1	-	1	-	
	3F-06	①	-	-	-	-	
	3F-07	②	-	-	-	-	
	3F 小計		2	4	3	0	

件名： 〇 8－福山伏見町地区における建物除却に係る仕上塗材等調査業務【仕様書別紙2】

階	番号	室名	調査数量				
			床	壁	天井	その他	備考
4F	4F-01	女子更衣室	-	-	-	-	
	4F-02	男子更衣室	-	-	-	-	
	4F-03	食堂	1	-	1	-	
	4F-04	TC室	-	-	-	-	
	4F-05	和室	-	-	-	-	
	4F-06	厨房	1	1	-	-	
	4F 小計		2	1	1	0	
5F	5F-01	倉庫 (NO. 3)	-	-	-	-	
	5F-02	電話交換機室	-	-	-	-	
	5F-03	倉庫 (NO. 4)	-	-	-	-	
	5F-04	①	-	-	-	-	
	5F-05	②	1	-	1	-	
	5F 小計		1	0	1	0	
塔屋	塔屋-01	ELV機械室	-	-	1	-	
	塔屋-02	ファンルーム	-	-	-	-	
	PH 小計		0	0	1	0	
タワーパーキング	タワー-01	タワーパーキング	-	-	-	-	
共通部分	共通-01	ELVホール、廊下	2	2	2	-	
	共通-02	男子、女子便所	-	-	1	-	設置フロア：1F、2F、4F、5F
	共通-03	給湯雑用室	1	0	1	1	設置フロア：2F、5F
	共通-04	A階段	-	-	-	-	
	共通-05	B階段	-	-	-	1	その他：手摺
	共通-06	屋根	-	-	-	3	その他：屋上 3F、4F、塔屋の3カ所を計上
	共通部分小計		3	2	4	5	
合計			12	10	13	5	40

ウィークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案したうえで、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（w e b 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整のうえ、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、監督員から現場代理人に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上